

## 施設の目的

空家の活用方法、課題及び地域にもたらす効果について研究し、その成果を空家地域貢献活用事業の促進に活かすための施設です。

## 利用可能団体

構成員の半数以上が区に在住、在勤又は在学している登録団体

## 活動について

### (対象となる活動)

公益目的(地域交流・福祉活動・教育関連・文化啓発等)で行われる活動

### ★優先される活動

- ・市場に流通している空家を活用した場合でも自主運営が可能と見込まれる活動
- ・同施設内で未実施の活動
- ・区の事業として行う活動

### (対象とならない活動)

- 物販や展示など不特定多数の者を集客する活動
- 宿泊を伴う活動

## 登録方法

### 窓口のみ

『団体登録申請書』、『会員名簿』、『施設利用に関する確認書』、『活動計画書』を記入のうえ、「空家総合相談窓口」へ申請してください。提出書類等を区で審査し、結果を通知します。

※登録有効期間は、登録決定日が属する年度の3月末日までとします。

## 利用方法・確認

### 窓口または電話

利用希望日の前月末日(土日祝日の場合は前開庁日)までに予約をしてください。

ただし、予約が空いている場合に限り前日までの申出により、利用ができます。

※予約日1週間以内に窓口担当者から入退館方法の詳細等、最終確認のご連絡をします。

## 利用時間・定員

午前9時～午後9時(※午後7時～9時は、活動内容が限定されます。)

(年未年始12月29日～1月3日を除く)

定員 16名

## 利用終了後

### 『入館記録簿』

利用日、入退館時間、団体名、代表者名、活動内容、活動人数等の入館記録簿をご記入願います。

### 『チェックシート』

戸締り、電気スイッチ、ガスの元栓等を確認のうえ、チェック及びご署名願います。

★『入館記録簿』と『チェックシート』を必ずご記入のうえ、  
備え付けのポストに投函してから、ご退室願います。



©大田区

## 利用に関する確認事項

◎多くの皆さまに気持ち良くご利用いただくため、以下について厳守願います。

### 1 利用時間

- ・利用時間は、準備から片付けまでを含んだ時間でご予約ください。
- ・予約時間以外のご利用はできません。

### 2 施設・設備・備品・消耗品等

- ・エレベーターの利用は禁止です。
- ・ガスコンロの利用は原則禁止です。
- ・使用した物は元の位置に戻して、整理整頓をしてください。
- ・施設、備品類、鍵等の破損、損傷、紛失等、施設の利用に際し損害を与えた際には、利用者の責任で原状回復をし、又は損害を賠償していただきます。
- ・活動に必要なもの、文具類、緑茶等の消耗品は、利用者が用意してください。

### 3 駐輪場・駐車場

- ・駐輪できる台数が限られていますので、できる限り徒歩でお越しください。
- ・駐輪中の事故、盗難、破損等の責任は負いかねます。
- ・駐車場はありませんので、お車のご利用はご遠慮ください。

### 4 禁止事項

- ・利用の権利を譲渡、転貸することはできません。
- ・騒音・悪臭等、近隣に迷惑を及ぼす行為は行わないでください。
- ・施設内での飲酒・喫煙の禁止や酒気を帯びての入室はご遠慮ください。
- ・ペット等(補助犬は除く)の持込み、猫・鳥等への餌やりは行わないでください。
- ・危険、他人に迷惑となる行為、利用目的・条件に反した活動は禁止です。

### 5 その他

- ・利用者の不注意によるケガ、事故等の責任は負いかねます。
- ・貴重品等は、各自責任を持って管理してください。紛失等の責任は負いかねます。
- ・節水・節電のご協力、火の元には十分注意してください。
- ・利用した居室等は掃除し、ゴミは多少に関わらず必ずお持ち帰りください。
- ・食品類の忘れ物は処分しますので、あらかじめご了承ください。

★空家の効果的な活用方法や課題を研究する施設であるため、『アンケート』や『報告書』等の提出、区報、ホームページ等への活動状況の掲載について、ご協力いただきます。

★確認事項の内容に反する行為が認められた場合は、団体登録を取り消す場合があります。



©大田区



